

2016年（平成28年）2月5日

秋田刑務所長

小 尾 博 已 殿

秋田弁護士会

会 長 京 野 垂 日

勸 告 書

当会は、申立人 A 氏（以下「申立人」といいます。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会における調査の結果、貴所に対し、以下のとおり勧告します。

記

第 1 勧告の趣旨

貴刑務所は、受刑者が弁護士会人権擁護委員会宛の人権救済申立書の発信を求めた場合、一律に、同申立書について封をしないで提出させる運用を行っている。

また、貴刑務所は、申立人が平成27年5月、秋田弁護士会人権擁護委員会宛の人権救済申立書の発信を求めたところ、申立人に対し、同申立書について封をせずに提出するように指示をした。

上記運用及び指示は、憲法13条、21条及び32条により保障された受刑者が法的な問題について専門家である弁護士と自由かつ秘密に通信する権利、ひいては裁判を受ける権利を侵害するもので

ある。

従って、今後、受刑者が弁護士会人権擁護委員会宛の人権救済申立書の発信を求めた場合、同申立書について封をした上での提出を認め、弁護士会人権擁護委員会宛の人権救済申立書であることの確認は口頭や封書の宛名の記載から判断するにとどめ、信書外の事情から刑事施設の規律及び秩序を害する高度の現実的危険性が存在するなどの特別な事情がないかぎり、同申立書の内容を確認することがないように勧告する。

第2 勧告の理由

1 本件申立の趣旨

弁護士会に対して刑務所内の処遇について人権救済の申立てをするにあたり、封をせずに人権救済の申立てに関する信書を刑務所に提出しなければならないことは、受刑者が法的な問題について専門家である弁護士と自由かつ秘密に通信する権利、ひいては法的救済を受ける権利を侵害するものである。

2 調査経過

(1) 本件申立について、平成27年7月8日、担当委員2名が申立人本人と秋田刑務所において面談した（立ち合いなし）。

申立人の主張の概要は以下のとおりである。

ア 申立人について

申立人は、平成25年3月に逮捕され、裁判において懲役刑に処され、現在、秋田刑務所に収容されている。

申立人は、現在、秋田刑務所第7工場に所属し、刑務作業を行っている。刑の満期は平成27年12月5日である。

イ 申立人の主張について

- (ア) 申立人は、刑務所内の処遇について人権侵害があると考え、平成27年5月上旬又は中旬ころ、工場担当職員であるB氏に人権救済申立書を発信したい旨伝えた。
- (イ) B氏は、申立人に対し、特別発信願箋を出し、許可を受け、かつ封をせずに提出するように指示した。
- (ウ) 申立人は、封をせずに提出すれば、人権救済申立の内容が刑務所側に知られ、証拠隠滅等がなされるのではないかと危惧し、人権救済申立書の提出を断念せざるを得なかった。
- (エ) 刑務所内の処遇について人権救済を申し立てるにあたり、①特別発信願箋を出して許可を受けなければならない、②封をせずに人権救済の申立てに関する信書を提出しなければならないことは人権侵害に該当する（理由は、人権救済の申立てをなすことは、許可は不要で、被収容者の権利として当然に認められるべきものであり、また、封をしないために申立の内容を刑務所側に見られてしまつては侵害者によって証拠隠滅がなされるおそれがある）。
- (2) 当会は、平成27年9月1日付で、貴刑務所に対し事実確認のため照会を行ったところ、同年9月24日付で、貴刑務所から回答があった。

回答内容は、概要以下のとおりである。

ア 回答内容①

人権救済申立の信書の発信をなすにあたり、特別発信願箋を提出し許可を受けなければならないというものではない。

「特別発信願い」と題する願箋は、刑事施設収容及び被収容者

の処遇に関する規則第76条に基づく届け出がなされていない相手方に発信する場合に提出させているに過ぎず、人権救済申し立てをさせるか否かを判断するために提出させているものではない。

イ 回答内容②

弁護士会宛の人権救済申立の信書発信の申し出がなされた場合、申し出た受刑者に対し、発信申請するよう指導し、発信申請された信書は、弁護士会宛人権救済申立であることを確認するための検査を実施し、発信する。

ウ 回答内容③

弁護士会人権擁護委員会宛て人権救済申立の信書は、刑事施設収容及び被収容者の処遇に関する法律（以下、「刑事被収容者処遇法」または「法」という。）第127条2項に基づき、同申立に該当することを確認するため封を閉じさせずに提出させている。

3 検討結果

(1) 関連法規

刑事被収容者処遇法第127条

1項 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者の発受する信書について、検査を行わせることができる。

2項 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規

律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 (省略)

二 (省略)

三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む）との間で発受する信書

(2) 本件の問題の所在

法第127条2項は、処遇問題に関する弁護士との間の発受文書については、「これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において」検査を行う旨規定しているが、この「必要な限度の検査」とは、いかなる検査をいうのか、具体的には、外形的な検査に限られるのか、内容にわたる検査を含むのか。

(3) 法第127条2項の解釈について

ア 外部交通における法的コミュニケーションの重要性及び権利性
受刑者の外部交通は、憲法13条の人格権及び憲法21条によって保障されているものである。特に、受刑者が自己の処遇に関して弁護士等と発受する信書は、刑務所内の処遇に対する国家賠償請求訴訟の準備ないし人権救済申し立てといった法的コミュニケーションに関する信書である。これら法的コミュニケーションに関する信書については、憲法13条の人格権及び憲法21条のみならず、憲法32条の裁判を受ける権利の実質的保障の観点が重要である。すなわち、受刑者が弁護士との間で自由かつ秘密に法的コミュニケーションを図ることができてこそ、受刑者の裁判

を受ける権利・法的救済を受ける権利が実質的に保障されるものである。

従って、受刑者が弁護士との間で自由かつ秘密に法的なコミュニケーションを図ることが阻害された場合は、憲法13条及び憲法21条で保障されている受刑者の外部交通、ひいては、憲法32条の裁判を受ける権利が侵害されたと言うべきである。

イ 法第127条2項該当性に関する「必要な限度の検査」がいかなる検査であるか、特に、弁護士との間の信書の該当性検査について解釈するにあたっては、前項アで検討したように、裁判を受ける権利（法的救済を受ける権利）を実質的に保障するために重要かつ不可欠な手段である法的コミュニケーションの特性を十分考慮し、その信書の検査等による制約が認められる場合があるとしても、それは例外的に必要最小限度で許されるに過ぎないとの観点が必要不可欠である。

ことに、刑務所において自己が受けた処遇について法的な救済を求めることに関する信書は、当該問題についての相手方当事者が刑務所自身なのであるから、その信書の内容を相手方当事者が確認できるというのでは、あまりに不公平・不平等であり、また、受刑者が救済を求めることを委縮することを招きかねず、法的な救済及び裁判を受ける権利の保障を損なうものであることは明らかである。

ウ そもそも、弁護士との間で発受する信書か否かの確認は、封筒の宛名（例えば、秋田弁護士会会長、秋田弁護士会人権擁護委員会委員長）、住所の記載を確認することによって可能であり、信書の中身を確認する必要はない。

また、弁護士宛の封筒の中に第三者宛の信書を同封したりするような場合も考えられなくはないが、そのような場合でも、法律家として高度な職業倫理に拘束されている弁護士において適切な対応（人権救済の申立てではないとして、本人に送り返す等）をとることが十分期待できるものである。そうであるにもかかわらず、一律に信書の内容を確認することは、必要最小限度の制約を超える過剰な制約と言うべきである。

エ 異物混入のおそれについても、形状、重量などの外形的検査、金属探知器による検査等によって、信書を開披することなく行うことは可能である。

オ 自己の処遇に関して弁護士と面会する場合は、規律・秩序阻害事由に関する特別の事情がない限り立ち合いが付かないことになっており（法第112条）、実際にもそのような運用がなされている。

そうであるにもかかわらず、信書の場合に内容の検査が認められるのであれば、面会の場合と比べて著しく不均衡であり、信書という、面会よりも簡易に意思疎通ができる手段の利用が困難となり、受刑者の法的コミュニケーションを阻害することにつながる。

カ 法第129条1項後段が、弁護士等宛の信書について、同法第127条2項各号に該当することを確認する過程で、同法第129条1項各号に該当することが判明した場合には信書の差し止めができる旨規定していることを根拠に、同法第127条2項の検査は当然に内容検査を含むと解釈する見解もある（逐条解説・刑事収容施設法改訂版651頁）。

しかし、受刑者の法的コミュニケーションの重要性に鑑みれば、解釈の在り方としては、法第127条2項の検査がいかなる検査をいうものかをまず検討し、その後同法第129条との整合性を考えるべきであり、関連規定の存在から同法第127条2項の解釈を決めるべきではない。

すなわち、法第129条1項後段は、同法第127条2項ただし書きにより「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情」が認められて（受刑者の法的コミュニケーションの重要性に鑑みれば、「特別の事情」は、信書外の事情から判断すべきである）、例外的に内容検査が許容された場合にのみ機能する規定であると解される。

キ 以上から、法第127条2項の該当性確認のための「必要な限度の検査」とは、外形的な検査にとどまり、内容の検査を含まないと解すべきである。

（４）本件における違法性の有無について

ア 貴刑務所における現在の運用の違法性について

（ア）貴刑務所の回答によれば、貴刑務所は、弁護士会人権擁護委員会宛て人権救済申立の信書について、同申立に該当することを確認するため、封を閉じさせずに提出させている（回答内容③）。

この点、貴刑務所は信書の内容の検査をしているとは明言していないものの、外形的検査のみを行い内容の検査を行わないのであれば、封を閉じさせずに提出させる必要はない。

従って、封を閉じさせずに提出させている貴刑務所において、外部検査にとどまらず内容の検査を行っていることは明らか

である。

よって、貴刑務所は、法第127条2項に違反するものである。

(イ) 仮に貴刑務所において信書の内容までは検査していないのだとしても、封を閉じさせずに提出させている貴刑務所の運用は、受刑者において内容を確認されるかもしれないという危惧を生じさせ、人権救済の申立ての信書の発信を委縮させるものであることは明らかである。

従って、貴刑務所が受刑者に対し人権救済申立書について封をしないで提出させている運用は、仮に信書の内容を確認していないとしても、「必要な限度の検査」とは言えず、法第127条2項に違反すると言ふべきである。

(ウ) 以上のとおり、人権救済申立書について封をしないで提出させている貴刑務所の運用は、法第127条2項に違反する。

イ 貴刑務所による申立人に対する指示について

(ア) 貴刑務所は、弁護士会人権擁護委員会宛て人権救済申立の信書について、封を閉じさせずに提出させる運用をとっている（回答内容③）。

従って、貴刑務所が人権救済申立書の発信を求めた申立人に対し、人権救済申立書について封をしないで提出するように指示したことは明らかと言ふべきである。

前項アで検討したとおり、貴刑務所の現在の運用は違法なものであり、かかる違法な運用に基づきなされた指示が違法であることは明白である。

(イ) 法127条2項ただし書きにより「刑事施設の規律及び秩

序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情」が認められる場合には、例外的に、信書の内容の検査に及ぶことも許され得るが、貴刑務所の回答は、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情」が存在したことについて何ら言及しておらず、本件で「特別の事情」が存在したとは認められない。

従って、この点からも、貴刑務所が申立人に対し人権救済申立書について封をしないで提出するように指示したことは、法第127条2項に違反するものである。

(ウ) 以上のとおり、貴刑務所が申立人に対し人権救済申立書について封をしないで提出するように指示したことは、法第127条2項に違反する。

(5) 人権侵害性

ア 貴刑務所の現在の運用について

本勧告書第2の3項(4)アで検討したとおり、貴刑務所が受刑者に対し人権救済の申立ての信書について封をせずに提出させている運用は、刑事被収容者処遇法第127条2項に違反するものである。

かかる違法な運用がなされていることで、現に信書の内容を貴刑務所が確認した場合に、受刑者が弁護士との間で自由かつ秘密に法的なコミュニケーションを図る利益が侵害されることは明らかである。

また、受刑者が信書の内容を確認されることを危惧し、人権救済の申立ての信書の発信をすることができなかった場合は、信書の内容を貴刑務所に確認されることはないものの、受刑者と弁護

士との間で自由かつ秘密に法的なコミュニケーションを図ることが著しく阻害されるものであることは明らかである。

従って、貴刑務所が受刑者に対し人権救済の申立ての信書について封をせずに提出させている運用は、憲法 13 条及び憲法 21 条で保障されている受刑者の外部交通、ひいては、憲法 32 条の裁判を受ける権利を侵害するものである。

イ 貴刑務所による申立人に対する指示について

本勧告書第 2 の 3 項 (4) イで検討したとおり、貴刑務所が申立人に対し人権救済申立書について封をしないで提出するように指示したことは、法第 127 条 2 項に違反するものである。

かかる違法な指示がなされたことで、現に、申立人は、人権救済申立の内容が刑務所側に知られ、証拠隠滅等がなされるのではないかと危惧し、人権救済申立書の提出を断念せざるを得なかった。そのため、申立人は、弁護士との間での自由かつ秘密に法的なコミュニケーションを図ることを著しく阻害されたものである。

従って、貴刑務所が申立人に対し人権救済の申立ての信書について封をせずに提出するように指示したことは、憲法 13 条及び憲法 21 条で保障されている受刑者の外部交通、ひいては、憲法 32 条の裁判を受ける権利を侵害するものである。

4 結 論

以上のとおり、貴刑務所が受刑者に対し人権救済の申立ての信書について封をせずに提出させている運用及び申立人に対し人権救済申立書について封をせずに提出するよう指示したことは、人権侵害に当たるから、第 1 「勧告の趣旨」のとおり勧告する。

以上